

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
有限会社ミ オの家	大和高田市大字 東中八二	ミオの家児 童デイサー ビス	大和高田市大 字吉井一八一	児童発達支 援	平成二十 八年二月 一日
株式会社G O O D Y	奈良市学園大和 町三丁目二一三 番地	こども発達 支援教室G o o d y	奈良市学園大 和町三丁目二 一三番地	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年二月 一日
株式会社コ ントラクト ・ディスク リプション	大阪市西区江戸 堀一丁目四番二 一号 日宝肥後 橋中央ビル五〇 三号室	放課後等デ イサービス 笑	大和高田市昭 和町八番一七 号	放課後等デ イサービス	平成二十 八年二月 一日